入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

賃金水準に一定以上の変動がみられた場合に、２年目以降の契約金額を変更することができます。

※詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

変更契約にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。スライド額協議請求書（様式１－１）を、委託開始日から１２か月（２回目以降は前回スライド基準日から１２か月）経過した後に提出してください。